

330-A地区 家族会員制度 ガイドライン

【1】目的

国際本部では家族会員制度を導入した目的を「家族でライオンズ・スピリットのもと奉仕活動を推し進めるため」としている。

【2】概要

- ① 家族会員における家族とは、二人またはそれ以上の人々から成る、自らを家族員とみなす人々。すなわち正会員の配偶者またはそのいずれかの親子（養子を含む）・子供・兄弟姉妹・叔父・叔母・従兄弟・祖父母・その他血縁関係を有する家族、その他クラブが家族員と認めるひとを指す。
- ② 家族会員は、クラブの正会員として活動することが望まれる。
- ③ 家族会員は、一部を除く正会員としての義務を遂行しているかぎり、正会員の持つすべての特権を持つことができる。
- ④ 二人目以降の家族会員は、国際会費について正会員の半額を支払わなければならない。詳細は下記のとおりである。

A：基本会費

家族会員				
項目	内訳	年間	送金期限	送金先
国際会費	国際本部会費 (半期 \$10.75)	\$21.50	請求日から30日以内	国際本部
	入会金 (入会年度のみ)	\$25		
複合地区	複合地区費	0	※2015-2016年 度徴収しない	複合地区がバナー 協議会
	複合地区大会費	0		
地区	地区費	0	※2015-2016年 度徴収しない	地区キャビネット
	地区大会費	0		
ライオン誌	特別負担金	0	案内あり	日本ライオンズ事 務所・ライオン誌
	個人発送料	0		

※家族会員の日本ライオンズ事務所費は不要。

B：東京合同事務局に業務委託しているクラブの場合、家族会員の合同事務局費は初回のみ 500 円の登録料が必要となるが、以降は免除とすることで合意された。

C：東京合同事務局に業務委託ではないクラブの場合、費用分担はそのクラブ事務局に一任されている。

- ⑤ 家族会員は、正会員たる一人目の家族会員を含めて5人まで。
- ⑥ 家族会員として、入会后1年と1日以上在籍で、クラブ代議員選出のための会員数にカウントされる。
- ⑦ 二人目以降の家族会員は、例会出席率の算出においては、出席扱いとして分子・分母とも数値に入れて計算。

【3】義務

適用項目	内容
定期的な出席（例会）	（可能な時）
会費	各クラブにおいて決定
クラブ奉仕活動参加	可能な時
グッドスタンディング	要

【4】権利および特権

適用項目	内容
国際協会・地区・クラブの役員に立候補	可（クラブ推薦要）・内規による
投票権	可（クラブ推薦要）・内規による
国際大会または地区大会での代議員	可（クラブ推薦要）・内規による

（注意事項）

1）上記はあくまでも330-A地区のガイドラインであり、その他については国際規約に準拠する。

2）本ガイドラインは2011年3月28日制定。

（2014年7月12日 一部修正）

2014年7月12日
会員増強委員会

2015-2016年度更新版